

令和 8 年 2 月 20 日

令和 7 年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集の公示

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 53 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項（提案の募集要綱）を以下のとおり公示します。

東京都知事
交通局長
水道局長
下水道局長
東京都教育委員会
消防総監
警視総監

1 趣旨

東京都が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 111 条の規定に基づいて、東京都が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

2 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、東京都公式ホームページの「個人情報ファイル簿」（提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿）（令和 8 年 2 月 19 日時点）を含む。）に掲載するほか、東京都情報公開

事務取扱要綱（平成 11 年 12 月 27 日付 11 政都情第 389 号）に定める都民情報ルーム及び局情報コーナー等においても閲覧の用に供しています（個人情報ファイルを保有する局に限る）。

○個人情報ファイル簿（提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿（令和 8 年 2 月 19 日時点）を含む。）

<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/01soumu-johokokaika/kojinjoho/gaiyo/fairubo/20260220>

【参考】次の(1)から(3)までのいずれにも該当する個人情報ファイルを提案の対象としています。

- (1) 個人情報ファイル簿が作成され、公表されることとなるもの（法第 60 条第 3 項第 1 号）。
- (2) 個人情報ファイルに東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号）の規定による開示請求（情報公開請求）があったとしたならば、次のいずれかを行うこととなるもの。
 - ① 個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなるもの（法第 60 条第 3 項第 2 号イ）
 - ② 東京都情報公開条例第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えることとなるもの（法第 60 条第 3 項第 2 号ロ）
- (3) 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、行政機関等匿名加工情報を作成することができるものであること（法第 60 条第 3 項第 3 号）。

3 提案の主体（提案者の要件）

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません（代理人が提案する場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案してください）。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。ただし、次に掲げる①から⑥までのいずれかに該当する者は提案できません。

- ① 未成年者
- ② 精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

- ③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ④ 拘禁刑以上に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ⑤ 法第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- ⑥ 法人その他の団体であって、その役員のうち上記①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの

なお、上記⑥に該当しないことを確認するため、法人その他の団体の役員等の名簿（個人事業主等の場合は、当該事業に係る個人の名簿）の提出を求めるとともに、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第4号に定める暴力団関係者（暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）であることが明らかになった場合は、同条例第7条に基づく措置を講ずるものとしてします。

4 募集期間

令和8年2月24日（火曜日）から令和8年3月26日（木曜日）正午まで（日本時間）

※募集期間外の間合せには応じられませんのであらかじめご了承ください。

5 提案の方法

(1) 提出書類

提案に当たっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を提出してください。また、②添付書類は、提案書毎に提出する必要があるため、同一の提案者が複数提案する場合においても、それぞれの提案書に添付して提出してください。

① 提案書

- ・「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」（規則別記様式第7）

② 添付書類

- ・「誓約書」（前記3の①から⑥までに該当しないことを制約する書面）（規則別記様式第8）

- ・ 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面（提案する者が法人その他の団体である場合は、会社パンフレット等提案する者の事業の概要を把握できる資料を添付すること。）
- ・ 提案をする者の本人確認書類（個人である場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写しを添付すること。また、提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書等）や印鑑登録証明書等（提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。）の他、最新の定款その他の基本約款（発起人や設立当初の役員等が記載された資料等）を添付すること。）
- ・ その他東京都が必要と認める書類（有価証券報告書等「関係会社の状況」が把握できる資料を含む。）
- ・ 委任状（代理人の権限を証する書面）（代理人が提案をする場合に限る。）

(2) 提案書類の提出方法

提案の対象である個人情報ファイルを保有する課（提案の対象である個人情報ファイルが複数課に跨る場合等は東京都が指定する東京都庁執務室等）に来庁の上、提案書類2部を持参し提出してください（平日の午前9時から午後5時まで（ただし、募集期間最終日は同日正午まで）（日本時間））。

6 提案の審査の基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- ① 提案者が法第113条各号の欠格事由のいずれにも該当しないこと。
- ② 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- ③ 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則第62条で定める同条各号の基準に適合するものであること。ただし、東京都に対する提案の審査の基準には、規則第62条第5号で定める基準として次の措置を講ず

ることを含む。

- ・保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて、「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」（平成31年1月（令和5年3月一部改正）個人情報保護委員会決定）(5)の例に倣い、匿名化された個人を再識別することが何人にとっても不可能となるような措置を講ずる必要がある場合は、これを講ずること。
- ④ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が主に東京の新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな都民・国民生活の実現に資するものであること。
- ⑤ 利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
- ⑥ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために必要かつ適切なものであること。ただし、東京都に対する提案の審査の基準としてのこの措置には、提供されることとなる行政機関等匿名加工情報が、利用される過程において、以下の者による関与を一切排除する措置を含む。
- ・東京都暴力団排除条例第2条に定める暴力団関係者（同条第4号）又は規制対象者（同条第5号（ただし同号イを除く。））
 - ・「東京都の暴力団排除対策及び準暴力団等への対処の連携に関する協定書」（令和5年11月15日付け締結）に定める準暴力団等（いわゆる匿名・流動型犯罪グループ）
- ⑦ 行政機関の長等である東京都の機関が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に当該行政機関等としての東京都の事務に著しい支障を及ぼさないものであること。

7 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に「審査結果通知書」（規則別記様式第9）により、適合・不適合に関わらず、個別に通知します（審査結果通知書の通知時期につ

いては、各提案者に対し別途お知らせします)。

8 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

(1) 上記6に掲げる提案の審査の基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書とともに、同封する「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」(規則別記様式第10)及び契約の締結に関する書類(各提案者別の審査の結果を踏まえた契約条件を記載した契約書2通)に必要事項を記入して提出することにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、「審査結果通知書」(規則別記様式第11)に理由を付してその旨を通知します。

(2) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更又は解除の申出は一切認めません。ただし、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)」(平成28年個人情報保護委員会告示第7号)(令和5年12月一部改正)等の趣旨を踏まえ、行政機関等匿名加工情報の利用にあたってその情報について外国にある第三者への提供が見込まれる場合は、OECD「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」(2022年)の趣旨を契約条件に反映させるため、契約に先立ちその内容について協議させていただく場合があります。

なお、本件行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者は、本件行政機関等匿名加工情報の作成に関して法第116条第2項の委託を受けることはできません。

9 留意事項

(1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要綱の記載内容を異議なく全て承諾したものとします。

(2) 提案に係る一切の費用は、東京都からの「審査結果通知書」(上記6に掲げる提案の審査の基準に適合すると認められた場合は、規則別記様式第10及び契約の締結に関する書類を含む。)の発送料を除き、提案者の負担となります。

(3) 東京都は、提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、提案者に対し説

明や提案書類の訂正・追完等を求めることがあります（正当な理由なくこの求めに応じない場合、法第 114 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行うことができないため、適合しないものと判断される場合があります）。

(4) 東京都が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の原作者は東京都であるため、東京都が提供する行政機関等匿名加工情報を無断で第三者に提供する等の行為を禁止します（提案内容や加工方法等によって提供する行政機関等匿名加工情報が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に定める編集著作物やデータベースの著作物等に該当する場合は、同法第 12 条及び第 12 条の 2 の規定等に基づく保護の対象にもなります）。また、東京都が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の利用条件等は、東京データプラットフォーム（<https://www.tdpf-hp.metro.tokyo.lg.jp/>）におけるデータ連携基盤サイトで検索できるようにします。

(5) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の対象外とされています。

また、この契約の締結に至った提案者の名称（提案する者が法人その他の団体である場合は、役員等も含む。）及び所在地その他提案書の内容等を都民等に対して公表することに同意したものとみなします。

なお、提案者は、これらの法的有効性について争わないものとします。

(6) 提案書類は返却しません。

10 提案に関する連絡先

提案の手續等についてご不明な点がございましたら、東京都総務局総務部情報公開課（個人情報担当）又は提案の対象となる個人情報ファイルを保有する課までお問い合わせください。

なお、お問い合わせについては、可能な限り迅速にお答えするよう努めますが、相談内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○連絡先

- ・ 東京都総務局総務部情報公開課（個人情報担当）
電話 03-5388-3135
- ・ 提案の対象となる個人情報ファイルを保有する課
（個人情報ファイル簿を参照）

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書イメージ（例）

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に用いる個人情報ファイルの名称
○○ファイル（管理番号）
- 二 作成する行政機関等匿名加工情報の名称
○○○○○○○（提案書件名）
- 三 手数料の額
○○○○○円

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 115 条の規定に基づき、上記に掲げる行政機関等匿名加工情報を提供する東京都○○（甲）と（行政機関等匿名加工情報を事業に利用しようとする者の名称）（乙）とは、行政機関等匿名加工情報の利用に関して、次のとおり合意し、当該利用に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名の上、各自一通を保有する。

年 月 日

(甲) 住 所
名 称
代表者氏名

(乙) 住 所
氏 名 (名称)
代表者氏名

※ 本紙は、法律事務対応ガイド 537 頁以下（標準様式第 3-5）を基にした契約書イメージ（例）である
※ 実際の契約内容は、契約時点での最新法令や公開されている解釈等に基づき、また、審査結果も踏まえ
契約条件等を反映させたものとなるため、本紙記載のとおり契約内容となるとは限らない

(定義)

- 第1条 本契約中に用いられる用語は、特段の定めがない限り、次の定義によるものとする。
- 一 「本行政機関等匿名加工情報」とは、本契約に基づいて甲が作成し、乙がその事業の用に供する行政機関等匿名加工情報であって、別紙1【行政機関等匿名加工情報の詳細】にその詳細を定めるものをいう。
 - 二 「本利用条件」とは、本行政機関等匿名加工情報の利用目的、利用方法その他利用条件として別紙2に定めるものをいう。

(契約期間)

- 第2条 本契約の契約期間は、契約締結の日から第5条第1項に規定する本行政機関等匿名加工情報の利用期間の終了日までとする。

(本行政機関等匿名加工情報の作成及び提供)

- 第3条 甲は、別紙1に定める仕様による本行政機関等匿名加工情報を作成するものとする。
- 2 甲は、本行政機関等匿名加工情報の作成を完了したときは、別紙1【行政機関等匿名加工情報の提供方法】に定める方法により、乙に対して本行政機関等匿名加工情報を提供するものとする。
 - 3 前項の規定により、乙が甲から本行政機関等匿名加工情報を受領したときは、甲から別紙1【行政機関等匿名加工情報の詳細】に関する説明を受け、これを承諾するものとする。
ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。

(欠陥及び障害等)

- 第4条 乙は、本行政機関等匿名加工情報を受領した後、直ちにその物理的欠陥又は障害その他の問題等の有無について検査をし、当該検査の結果、読み取りエラー等の物理的欠陥又は障害その他の問題等を発見したときは、直ちに甲に対してその旨を報告しなければならない。
- 2 乙は、本行政機関等匿名加工情報に問題を発見し、甲に対して前項の報告をしたときは、本行政機関等匿名加工情報を受領した日から起算して14日以内に、甲に対し、理由を明示して本行政機関等匿名加工情報の交換を求めることができる。
 - 3 甲は、前項の求めに合理的な理由があると認めるときは、これに応じなければならない。

4 前項の規定により甲が応じた場合、甲は、この間に発生した損害の責を負わないものとする。ただし、甲に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。

(利用期間)

第5条 甲は、乙に対し、●年●月●日から○年○月○日までの間、日本国内において、本行政機関等匿名加工情報を本利用条件の範囲内で利用することを許諾するものとする。

2 乙は、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件以外の利用目的、利用方法その他利用条件で本行政機関等匿名加工情報の加工、編集、第三者への提供その他の利用をしてはならない。疑義を避けるため付言すると、本行政機関等匿名加工情報が著作権法（昭和45年法律第48号）に定める編集著作物やデータベースの著作物等その他知的財産に該当する場合、日本国内における甲による各種の権利行使を妨げない。

3 甲と乙は、以下の事項を相互に確認する。

- 一 本行政機関等匿名加工情報に関する原著作者は甲であること
- 二 本契約において明示したものを除き、本契約の締結によって甲が乙に対して本行政機関等匿名加工情報に関する原著作者であることに基づき発生する諸権利を譲渡、移転及び利用許諾するものではないこと

(受領者の義務)

第6条 乙は、第3条第2項の規定により本行政機関等匿名加工情報を受領したときは、甲から、本行政機関等匿名加工情報が、法第2条第6項に規定する匿名加工情報に含まれ、匿名加工情報取扱事業者に係る規律を受ける旨の説明を受け、これを承諾するものとする。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。

2 乙は、本行政機関等匿名加工情報を他の情報と明確に区別し、善良な管理者の注意をもって取り扱うとともに、法その他関連法令並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）に従いつつ、個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール（平成31年1月（令和5年3月一部改正）個人情報保護委員会決定）(5)の例に倣い、適切な安全管理の措置を講じなければならない。

- 3 乙は、本行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、本人を識別するために本行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 乙は、本行政機関等匿名加工情報の漏えい、漏示、毀損及び滅失（以下「漏えい等」という。）その他の安全管理に支障を及ぼす事態及びそのおそれを覚知したときは、当該事態及びそのおそれに係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲にその旨並びに当該事態及びそのおそれに係る本行政機関等匿名加工情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を報告し、是正のために必要な措置を講じなければならない。この場合、乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態及びそのおそれに係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。また、乙は、甲が事実関係の公表にあたって乙の名称及び代表者氏名を公表することがあることを承諾するものとする。
- 5 乙は、法第 113 条に規定する欠格事由に該当することとなったときは、直ちに甲にその旨を報告しなければならない。

（侵害行為等を覚知した場合の対応）

- 第 6 条の 2 乙は、第三者により本行政機関等匿名加工情報に係る甲の権利のほか、本行政機関等匿名加工情報又は提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の権利利益が侵害されていることを知り、又は侵害される可能性があることを知った場合には、直ちに甲に対し、その詳細な事情を書面により通知するとともに、甲及び乙間で協議の上、当該権利侵害等に対する合理的な防御手段を共同で講ずるものとする。この際、当該防御手段を講じるにつき必要となる費用負担については、甲及び乙間で協議して決定する。
- 2 本契約の有効期間内において、本行政機関等匿名加工情報の利用に関して、第三者から権利侵害を主張され、若しくは権利侵害を主張される可能性があることを乙が知った場合には、乙は、直ちに甲に対し、その詳細な事情を書面により通知するとともに、甲及び乙間で協議のうえ、当該権利侵害に対する合理的な防御手段を共同で講ずるものとする。ただし、乙独自の技術及びノウハウ等に基づく乙による利用行為について第三者から権利侵害を主張された場合は、乙は自らの費用負担と責任においてこれに対応するものとする。

（秘密保持）

- 第 7 条 甲及び乙は、本契約に基づいて相手方から秘密として開示されたもの（以下本条において「秘密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理し、事前に相手方の書面

による同意がない限り、第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。
 - 一 開示された時点で、既に公知となっている情報
 - 二 開示された後、情報を開示された者（以下「受領当事者」という。）の責めによらず公知となった情報
 - 三 開示された時点で、既に受領当事者が保有していた情報
 - 四 開示された後、受領当事者が、第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報
- 3 受領当事者は、秘密情報を本契約の目的以外の目的に使用してはならず、本契約のため必要な限度を超えて秘密情報を複製又は複写若しくは転写してはならない。
- 4 乙は、本契約のために必要な場合に限り、業務上知ることが必要不可欠である乙の従業員（以下「本従業員等」という。）にのみ知得させるものとし、秘密情報を知得させるに先立ち、本従業員等に対して、本条に基づき乙が負う義務と同等の義務を課し、これを遵守させるものとする（本従業員等が乙を離職等する場合、今後も第三者に対して甲の秘密情報を開示又は漏えい等をしないことを当該本従業員等によって書面をもって確約させることとする）。

また、乙は、秘密情報を委託先に開示することができる。その場合、乙は、個人に関する情報を適切に管理する能力を有しない委託先に秘密情報を開示しないようにするために、開示しようとする業者名及び次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に通知し、甲の許諾を得なければならない。また、乙が遵守すべき義務と同一の義務を委託先に課さなければならない。この場合において、乙は、委託先に対する監督を行わなければならない。

- 一 開示する方法
 - 二 開示する秘密情報の目録
 - 三 開示する期日
 - 四 委託先に開示する必要性
 - 五 開示する委託先（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - 六 委託先における責任体制並びに責任者及び従事者
 - 七 委託先に求める秘密情報の適切な管理のために必要な措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
 - 八 委託先に対する監督方法
- 5 前項の場合、乙は、委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して委託先による本行政機関等匿名加工情報の取扱

いに関する責任を負うものとする。

- 6 乙は、本行政機関等匿名加工情報を委託先に開示する場合は、委託先に対する監督及び本行政機関等匿名加工情報の適切な管理の方法について書面で具体的に規定し、その内容について乙及び委託先と合意しなければならない。
- 7 乙は、再々委託先に対して秘密情報を開示してはならない。
- 8 乙は、裁判所、行政機関その他の権限のある官公署から甲の秘密情報の開示を求められた場合、第1項に定める事前の書面による同意を得ることに代え、速やかに開示を求められた旨を甲に書面により通知するものとする。この場合において、乙は、開示する甲の秘密情報の範囲を最小限度にし、又は開示する甲の秘密情報を引き続き秘密として管理するための措置を甲が講ずることに対して、必要な協力をするものとする。
- 9 乙は、甲の秘密情報の使用範囲を、乙における本行政機関等匿名加工情報の利用の利用目的のみに厳格に限定しなければならない。乙は、いかなる理由又は方式によっても、甲の秘密情報（全部であるか一部であるかを問わない。）を当該利用目的以外の目的に使用してはならない。疑義を避けるため付言すると、乙の関係会社及びその他の第三者に甲の秘密情報を漏えい等又はこれを使用させる行為は、常に、当該利用目的以外の目的での使用に該当する。乙は、本従業員等及びその他の乙の役職員をして、当該利用目的以外の目的で使用させないようにすることに責任を負う。
- 10 乙は、甲の秘密情報について、日本を含むいかなる国及び地域においても、特許権その他の知的財産権の出願をしてはならず、かつ、その従業員、関係会社及びその他の第三者をしてこれを行わせないようにすることに責任を負う。
- 11 本従業員等及びその他の乙の役職員が本条に定める義務に違反した場合には、甲は、乙が本条に定める義務に違反したとみなし、乙に対してその責任を追及することができる。

（契約終了後の措置等）

- 第8条 乙は、本契約が終了した日以後は、本行政機関等匿名加工情報を利用してはならない。
- 2 乙は、本契約が終了したときは、直ちに、甲の指定する方法により本行政機関等匿名加工情報を甲に返却しなければならない。
 - 3 乙は、前項の規定に従って甲に返却する際、乙が保有、管理する記録媒体に保存した本行政機関等匿名加工情報を削除し、かつ削除した情報を読み取ること並びに復元及び再現する

ことができないよう確実に処理しなければならない。ただし、法令上の義務に基づいて保存が義務付けられている場合はこの限りでない。

4 甲は、乙に対し、前項に従って本行政機関等匿名加工情報が全て削除処理されたことを証する書面（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日についても記載された書面）の提出を求めることができる。ただし、他の法令に基づき乙において一定期間の保管が義務付けられている情報がある場合、乙は、削除処理できない情報の概要に関する情報（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去しない根拠法令、責任者、法令に基づき予定される廃棄又は消去の年月日が記載された書面）についても上記書面に記載すること。また、乙は、削除処理に際し、甲が立会いを求めたときはこれに応じなければならない。

5 乙は、本契約が終了した後も、本行政機関等匿名加工情報を利用して作成した二次加工物や統計情報、又は本行政機関等匿名加工情報の分析結果（以下「派生情報」という。）について、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件の範囲内で利用することができる。この場合、乙は本契約が終了する日の30日前までに、本契約終了後に利用する派生情報の目録を、甲に対して通知しなければならない。

（不可抗力）

第8条の2 不可抗力事態とは、本契約発効日後に生じた、各当事者による本契約上の権利の行使又は義務の履行の全部又は一部を妨げる事態であり、当該当事者にとって予見不能又は回避不能であり、かつ、当該当事者が制御できない事態をいう。不可抗力には、地震、水害、台風、火災、戦争、伝染病の流行、内乱、制裁、テロ、経済封鎖、禁輸、暴動、騒乱、爆発事故（従業員のミス、誤操作に伴う爆発事故を除く。）、法令等の制定・改廃、当事者の帰責事由によらずして受ける公権力による命令・処分を含むが、乙の従業員によるストライキ、ロックアウトその他の労働争議は含まないものとする。

2 不可抗力事態に遭遇した当事者は、直ちに当該事態の状況を書面（電子メールを含む。）で相手方当事者に通知し、かつ、15日以内に当該事態の詳細な状況並びに本契約を履行することができない、又は履行の延期を必要とする理由及び有効な証明文書を提出しなければならない。

3 甲及び乙は、前項に定める通知及び文書を相手方から受領した場合には、不可抗力事態による本契約の履行に対する影響の程度に基づいて、本契約を履行する責任の一部を免除し、

又は本契約を履行する義務を延期するか否かについて、できる限り速やかに協議して合意しなければならない。不可抗力事態によりもたらされた損害については、甲及び乙は、相手方に対して賠償責任を負わないものとする。

4 不可抗力事態が本契約の履行に及ぼす影響の程度に応じて、甲及び乙は、協議の上、講ずべき措置を決定し、不可抗力事態が当事者に与える影響を減少させなければならない。

(甲による契約解除)

第9条 甲は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、本契約を解除することができる。

一 乙に本契約に違反する行為があったとき。

二 乙が本契約の締結に当たって、甲に対して虚偽の書面及び書類を提出したことが判明したとき。

三 乙が法第113条（個人情報保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）における法の委任規定を含む。）に掲げる欠格事由に該当することとなったとき。

2 前項の場合において、乙が甲に対して納付した本行政機関等匿名加工情報に関する手数料等は返還しない。

(属性要件に基づく契約解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人その他の団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくはその関係企業であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他業務執行の意思決定に影響を及ぼす者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員であるとき

二 法人等又は役員等が、総会屋等又は社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特

殊知能暴力団、準暴力団及びその他の犯罪集団であるとき。

三 法人等又は役員等が、前各号に準ずる者であるとき。

四 前各号に掲げる者（以下「反社会的勢力」という。）が、乙の経営を支配していると認められるとき（実質的に関与していると認められるときを含む）。

五 役員等が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。

六 役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど関与しているとき。

七 役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

八 役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第 11 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を棄損し、若しくは甲の契約担当者等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

（損害賠償）

第 12 条 甲は、前三条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しないものとする。この場合、甲は、乙の名称及び違反事実を公表することができる。

2 乙は、甲が前三条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を甲に賠償しなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第 13 条 乙は、自ら又は委託先が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は委託先をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、甲の警察その他捜査機関への通報及び甲の報告並びに捜査機関の捜査に関して全面的に必要な協力を行うものとする。

2 乙が、前号の規定に反した場合には、甲は本契約を解除することができる。

（委託先に関する確約等）

第 13 条の 2 乙は、自ら又は委託先が、第 10 条各号の者に該当しないことを確約し、将来も同条及び第 11 条各号に該当しないことを確約する。

2 乙は、委託先が前号に該当することが契約締結後に判明した場合は、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置を採らなければならない。

3 乙が、前号の規定に反した場合には、甲は本契約を解除することができる。

（権利義務の譲渡の禁止）

第 14 条 乙は、甲の書面による事前の承諾がなければ、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約に基づく自己の権利義務の全部若しくは一部を第三者に対して譲渡し、承継させ、又は担保に供することができない。

（権利不放棄）

第 14 条の 2 関係法令により認められる限りにおいて、甲及び乙が本契約及びこれに従い締結される諸契約に基づく権利、権限又は特権を行使せず又はその行使を遅延した場合においても、それらの権利、権限又は特権の放棄とはみなされないものとする。また、権利、権限又は特権の全部又は一部の不行使は、それらの権利、権限又は特権の将来における行使を妨げるものではない。

（完全合意）

第 14 条の 3 本契約は、本契約に記載された事項に関する、甲及び乙間における全ての合意内容を定めたものであり、本契約締結前に甲及び乙間で行われた本契約に記載された事項に関する全ての議論、交渉及び合意は、全て本契約によって置き換えられるものとする。

(免責)

第 15 条 甲は、乙が本行政機関等匿名加工情報の利用により受けた不利益若しくは損失について、乙に対し責任を負わないものとする。

2 甲は、乙による本行政機関等匿名加工情報の利用により、第三者との間で権利侵害等の問題が発生した場合、乙に対して一切の責任を負わないものとする。

(費用負担)

第 15 条の 2 本契約の交渉、締結及び履行に関し、甲又は乙に発生した費用は、甲及び乙間で別段の合意をした場合を除き、当該費用を支出した当事者が自らこれを負担する。

(準拠法)

第 16 条 本契約の解釈及び適用に当たっては日本法が適用される。

(管轄)

第 17 条 この契約について裁判上の紛争が生じた場合は、日本国の東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(分離可能性)

第 17 条の 2 本契約の一部内容が関係政府又は司法機構に無効と認定されたことは、その他の内容の有効性に影響しないものとする。甲及び乙は最大限、速やかに無効及び有効履行不能の内容を甲及び乙の本意に近づく内容に変更するよう努力しなければならない。

(通知方法)

第 17 条の 3 本契約に関する甲及び乙間の連絡は、本契約に別段の定めのない限り、郵送及び電子メールによって行われるものとし、通知を行う当事者は、電話にて、相手方に確認を行うものとする。本契約に基づく通知又は連絡の日付は、郵送又はメールにより出状した日付とする。全ての通知その他連絡は上記の住所及び連絡先に宛てて送付するものとする。当該住所及び連絡先の変更については、相手方に対し、書面で通知するものとする。

(協議)

第 18 条 本契約に定めのない事項及び本契約の条項に疑義が生じた場合は、本契約の趣旨に従い、双方誠意をもって協議し、決定する。

(存続条項)

第 19 条 本契約が終了した後も、第 6 条から第 8 条まで、第 12 条、第 13 条及び第 15 条から第 18 条までについては有効に存続するものとする。